

ラトビア月報

【2020年12月】



2021年（令和3年）1月発行

在ラトビア日本国大使館

<http://www.lv.emb-japan.go.jp/>

主な内容

【政治】

- ・ 新型コロナウイルス感染症：非常事態宣言を2021年1月11日まで延長
- ・ 非常事態宣言を2021年2月7日まで再延長 (P. 1)

【経済】

- ・ 国会は2021年予算案を採択
- ・ 12月21日より2021年1月1日まで英国への旅客輸送を停止 (P. 2)

【外交】

- ・ レヴィッツ大統領の国連新型コロナ特別総会でのスピーチ
- ・ リンケービッチ外務大臣の「インフォデミック」関連国連イベント出席 (P. 4)

【その他】

- ・ ラトビアにおける最初の新型コロナウイルスのワクチン接種 (P. 8)

※「ラトビア月報」は、ラトビアにおける政治・経済状況等について、ラトビア政府発表や各種報道等の公開資料（原則として該当月の月末までの情報）を取りまとめたもので、在ラトビア日本国大使館の見解を述べたものではありません。月別の時事情報として御参照いただければ幸いです。

— 政治 —

【今月の注目記事】

◆新型コロナウイルス感染症：非常事態宣言を2021年1月11日まで延長

12月1日、政府は11月9日から12月6日まで予定されていた非常事態宣言を2021年1月11日まで延長するとともに、12月3日より規制を更に強化することを決定した。強化される主な規制は以下のとおり。

- ・公共交通機関及び自宅以外の2人以上いる屋内では原則として全員をマスク着用
- ・会合は2人までに制限し、互いに2メートルの距離をとる
- ・全ての文化行事、展覧会及びマーケット等の禁止
- ・私的行事の禁止（同居家族のみで行われる場合は可。また、単身世帯で介護を必要としている人を、1人で訪問することは可）
- ・保育園、幼稚園及び小学校1～4年生は、一人あたり3平方メートルを確保した上で現場で授業を行ってもよい。それ以外は原則として遠隔実施する。
- ・土日祝日は、食料品店（アルコール飲料及びタバコを除く）、薬局、獣医薬局、ガソリンスタンドのみ営業可
- ・公共交通機関は乗客数を定員の50%までに制限（※12月7日より適用）

12月17日、政府は概要以下の追加措置を決定した。これらは12月21日から2021年1月11日までの期間適用される。

- ・営業可能な店舗は、薬局、獣医薬局、眼鏡店、ドラッグストア、ガソリンスタンド及び生活必需品（食料品、衛生用品、医薬品、基本的な家庭用品、携帯電話のプリペイドカード、たばこ製品、ペット用品、プレス出版物、公共交通機関のチケット、農業生産物、花・クリスマスツリー）を扱う店舗のみとする（※12月19日より適用）
- 買い物は一人でのみ可（12歳未満の子供や補助が必要な場合は除く）
- ・高等教育、成人向け職業訓練等、すべての教育活動は遠隔実施のみ可（医療に関する実技教育は実施可）
- ・1年生から6年生の冬期休暇を1月8日まで延長
- ・屋内のスポーツ施設は利用禁止
- ・図書館、展示場、文化施設等の利用禁止（屋外の博物館は可）
- ・理髪店及び美容院の営業禁止
- ・国、地方自治体及び民間企業の自宅勤務が可能な職員は自宅勤務とする

◆非常事態宣言を2021年2月7日まで再延長

12月30日、政府は、2021年1月11日までに延長されていた非常事態宣言の期間を再度延長し、2021年2月7日までとするとともに、新型コロナウイルスに対する各種規制を更に強化することを決定した。強化される主な規制は以下のとおり。

- ・2020年12月30日～2021年1月4日及び2021年1月8日～2021年1月10日は午後10時から午前5時まで、特別な理由がない限り外出禁止
- ・上記外出禁止期間中は、飲食店及び他のサービスを提供する店等の営業時間を午後9時まで短縮
- ・上記外出禁止期間中に外出する場合は、氏名、個人番号、住所、外出理由及びその時間、勤務先の情報等を記入した書類を所持しなければならない

◆プレシユ環境保護・地域開発相の国会承認

12月17日、国会は、アルトゥールス・トムス・プレシユ環境保護・地域開発省政務官の次期環境保護・地域開発大臣への就任を承認した。同氏は、第13回国会の国会議員であり、これまで、行政改革委員会委員長を担ってきたほか、行政・地方自治体委員会及び調査委員会の委員、さらに環境・気候小委員会委員長も務めてきた。

なお、11月、プーツェ前大臣が大臣を辞任し、国会議員としての職務を復活させたことから、次の大臣が承認されなくてはならなかった。

◆秋期国会閉会

12月23日、秋期国会が閉会した。9月2日に開会してからの会期中、計126の法案が最終審議を通過した(新法16本、改正法110本)。新型コロナウイルスの流行対策として、ほとんどがe-Saeimaを用いた遠隔審議の形態で行われた。11月18日(独立記念日)の公式行事は、物理的距離を確保する観点から、一部ビデオ会議形式をとり、議員が国会内の複数の部屋に分かれて着席した。

— 経済 —

【今月の注目記事】

◆国会は2021年予算案を採択

12月2日、国会は、歳入95億7900万ユーロ(前年比3億2800万ユーロ減)、歳出107億5800万ユーロ(前年比7億4400万ユーロ増)、財政赤字対GDP比3.9%となる2021年予算案を採択した。同予算案は2021年、2022年及び2023年のGDP成長率がそれぞれ5.1%増、3.1%増及び3.1%増になると予測して策定された。その概要は以下のとおり。

- ・医療・保健分野の職員給与増額に1億8300万ユーロを割り当て
- ・教員給与増額に2021年は3330万ユーロ、2022年以降は4910万ユーロを割り当て
- ・最低所得保障額の増額等、社会福祉分野に9570万ユーロを割り当て
- ・個人事業主の最低社会保障費を現行の5%から10%に増額
- ・社会保障負担を月額給与の35.09%から34.09%に減額
- ・最低月額給与を430ユーロから500ユーロに増額

- ・所得控除の対象となる月額給与上限額を1,200ユーロから1,800ユーロに引き上げ
- ・2023年末まで一部の野菜・果物等の所得税率を5%に据え置き

◆12月21日より2021年1月1日まで英国への旅客輸送を停止

12月20日、政府は、ラトビアへの新型コロナウイルス変異種の流入を防ぐため、他のEU加盟国と協調して、12月21日から2021年1月1日まで、英国への航空機・船舶及びバスによる旅客輸送を停止することを決定した。1月1日までリガ国際空港からは、エアバルティック社、ライアンエアー社及びウィズエアー社が英国に就航する予定であった。

◆2020年第3四半期の平均月給は前年同期比5.9%増の1,147ユーロ

12月1日、中央統計局は、2020年第3四半期の平均月給（グロス）は対前年同期比5.9%増加し1,147ユーロとなったと発表した。業種別では、金融・保険部門（2,121ユーロ）や情報・通信部門（1,842ユーロ）の月給額が特に高かった一方、芸術・娯楽部門（959ユーロ）、教育部門（906ユーロ）や宿泊・食品サービス部門（786ユーロ）、などは平均を下回っていた。なお、手取りの平均月給（ネット）は対前年同期比で6.0%増加し844ユーロとなった。

◆OECDは2020年のラトビアのGDP成長率を4.3%減に上方修正

12月1日、OECDは2020年、2021年及び2022年のラトビアのGDP成長率をそれぞれマイナス4.3%（マイナス8.1%）、2.4%（6.3%）及び4.0%になるとの予測を発表した。2020年及び2021年の消費者物価指数上昇率はそれぞれ0.1%（1.0%）及び0.4%（1.3%）と予測した。また、2020年及び2021年の失業率はそれぞれ8.4%（9.2%）及び8.8%（9.3%）になると予測した（括弧内は2020年6月に行われた前回の予測）。

◆2020年11月の消費者物価上昇率はマイナス0.7%

12月8日、中央統計局は、2020年11月の消費者物価上昇率が対前年同月比マイナス0.7%（前月比ではマイナス0.3%）だったと発表した（財価格は1.6%下落、サービス価格は1.4%上昇）。部門別では、医療・保健サービス（3.2%）及び娯楽・文化部門（2.3%）などで物価の上昇が見られた一方で、運輸部門（-5.3%）、特に、燃料費（-13.9%）及び住宅関連（-4.6%）等は物価が下落した。

◆2020年11月末の失業率は7.4%

12月9日、国家雇用庁は2020年11月末の失業率は前年同月末比1.6%ポイント増の7.4%になったと発表した。地域別では、リガ地方が5.7%（1.8%ポイント増）で最低となり、ビゼメ地方が7.2%（1.6%ポイント増）、ゼムガレ地方が6.9%（1.2%ポイント増）、クルゼメ地方が7.7%（1.3%ポイント増）、ラトガレ地方が15.1%（1.8%ポイ

ント増)で最大となった。また、同庁に登録された失業者は67,518人(13,735人増)となった(括弧内は2019年11月末比)(※前年同月末比は当館算出)。

◆ラトビア中央銀行は2021年のGDP成長率を2.8%増に下方修正

12月12日、ラトビア中央銀行は、新型コロナウイルスの第二波の影響を含む世界経済の状況及びラトビアで本年第3四半期の経済回復が予想以上であったこと等により、2020年のGDP成長率をマイナス4.7%に据え置き、また、2021年のGDP成長率を5.1%から2.8%に下方修正した。さらに2020年及び2021年の消費者物価上昇率をそれぞれ0.2%から0.1%及び1.4%から1.1%に下方修正した(前回の予想は2020年9月に行われた)。主な指標は以下のとおり。

	2020年	2021年	2022年	2023年
実質GDP成長率(%)	-4.7	2.8	5.3	3.7
消費者物価上昇率(%)	0.1	1.1	1.6	1.7
失業率(%)	8.2	8.5	7.5	7.2
一般政府財政赤字(対GDP%)	5.0	3.8	1.5	0.4
一般政府債務残高(対GDP%)	44.5	43.9	43.0	42.4

◆エアバルティック社はキッティラへの就航を延期

12月19日、エアバルティック社は、フィンランド政府が過去14日間の人口10万人あたりの新型コロナウイルス新規感染者累積数が25を超える国からの入国禁止措置を延長したため、今月より予定していたリガ・キッティラ便の就航を延期することを決定した。

— 外交 —

【今月の注目記事】

◆レヴィッツ大統領の国連新型コロナ特別総会でのスピーチ

12月3日、レヴィッツ大統領は、国連新型コロナ特別総会(新型コロナウイルスの大流行(パンデミック)に関する国連総会特別会期)において、ビデオメッセージ形式でスピーチを行った。冒頭、世界中の医療関係者の献身的で専門的な仕事ぶり等に敬意を表し、パンデミック及びそれによる悲惨な影響に対応するため、これまでになく団結し、連帯を示し、緊密に協力する必要があることを訴えた。また、ラトビアが民間との協力しつつ導入に成功した、3つの主なデジタル解決策(電子国会、遠隔授業のためのTVチャンネル等及び接触確認アプリ)について紹介した。

◆リンケービッチ外務大臣の「インフォデミック」関連国連イベント出席

上記国連新型コロナ特別総会の前日にあたる12月2日、ラトビアは、豪州、フラ

ンス、インド及びインドネシアと共同で「『インフォデミック』への対応：ベスト・プラクティスの共有 (Responding to the “Infodemic” - Sharing Best Practice)」をオンライン開催した。出席したリンケービッチ外務大臣は、世界の聴衆に向け、パンデミックの中での偽情報への抵抗力(resilience)の強化を呼びかけたほか、検証された事実に基づく情報を市民に提供したり、関心を高めるために専門家を関与させたりしたラトビアの経験を紹介した。

◆リンケービッチ外務大臣の EU・ASEAN 外務大臣会合出席

12月1日、リンケービッチ外務大臣は、ビデオ会議形式で行われた EU・ASEAN 外務大臣会合に出席し、EU・ASEAN 間のこれまでの協力及び今後の戦略的パートナーシップについて意見交換した。同外務大臣は、サイバー安全保障、ハイブリッド脅威、気候変動及びその他の世界的課題に対する包括的かつ多国間主義的アプローチの重要性を強調し、EU 及び ASEAN の活動は多国間主義の原則に根ざしており、関係強化は戦略的パートナーシップの面で歓迎されると指摘した。

◆リンケービッチ外務大臣の NATO 外務大臣会合出席

12月1-2日、リンケービッチ外務大臣は、ビデオ会議形式で行われた NATO 外務大臣会合に出席した。1日は、ストルテンベルグ事務総長のリーダーシップの下で実施されているイニシアティブ「NATO 2030」、ロシアに対する NATO のアプローチ等について意見交換した。リンケービッチ外務大臣は、環大西洋の緊密な連携の役割や EU を含めた戦略的パートナーとの協力増進の必要性等を強調した。2日の会合では、増大する中国の国際的役割や関連事項等について議論され、共通の理解及び国際的アプローチの調整を図るため、EU 上級代表、フィンランド、スウェーデン、豪、日本、ニュージーランド及び韓国が議論に加わった。

◆リンケービッチ外務大臣の OSCE 閣僚理事会出席

12月3日、リンケービッチ外務大臣は、第27回 OSCE 閣僚理事会にビデオ会議形式で出席した。同大臣は、ウクライナ危機、ナゴルノ・カラバフ紛争及びその他の長引く紛争の解決における OSCE の役割を強調するとともに、国際法及び OSCE の原則に基づく欧州の安全保障秩序の強化は優先されるべき事項であり、OSCE 地域における相互信頼の構築及び安全保障上のリスクの軽減が不可欠であると指摘した。また同大臣は、ベラルーシにおける人権問題にも触れ、OSCE 参加国に対し、同国の市民社会への支援提供を呼びかけた。

◆リンケービッチ外務大臣のバチエレ国連人権高等弁務官との双方向対話出席

12月4日、リンケービッチ外務大臣は、バチエレ国連人権高等弁務官との双方向対話にビデオ会議形式で出席し、ベラルーシの人権状況に関する報告書について話し合っ

た。同大臣は、ベラルーシにおける人権状況は悪化していると強調し、「人権侵害に対する独立かつ中立的な調査の欠如が、ベラルーシ当局の行為の被害者から法の下での効果的な救済策を奪っており、人権侵害として報告される件数が増加していることを、ラトビアは特に警鐘を鳴らすべき事柄だと考えている」と指摘した。そして、ベラルーシ政府に対し、国連人権高等弁務官及びベラルーシの人権状況に関する特別報告者に協力するよう、改めて求めた。

◆リンケービッチ外務大臣の EU 外務理事会出席

12月8日、リンケービッチ外務大臣は、ブリュッセルにおいて、EU 外務理事会に出席し、今後の EU・米国関係、ベラルーシの人権状況、同月6日に実施されたベネズエラ国会議員選挙に関する状況、国会議員選挙後のジョージア政治情勢及び東地中海におけるトルコの行動に関してあり得べき EU の対応について意見交換した。本件会合において、同月10日の国際人権デーを前に、深刻な人権侵害及び虐待がどこで発生したものであろうとも、それらに責任を有する、あるいは関係する個人及び組織等を対象として制裁を科す枠組みの導入が承認されたことに関連し、同大臣は、これは重要な決定であると同時に、枠組みの規定が実行に移されることが不可欠だと指摘し、「EU の信頼性の問題である」と述べた。

◆リンケービッチ外務大臣の「報道の自由のための国際会議」出席

12月9日、リンケービッチ外務大臣は、「報道の自由のための国際会議」(World Press Freedom Conference 2020、オランダとユネスコが共催)にビデオ会議形式で出席した。同大臣は、報道の自由とジャーナリストの安全は人権分野においてラトビアの外交政策の優先事項であると強調し、国際社会に対し、報道の自由と安全、ジャーナリストの健康と命が明らかに危機にさらされている場合は、迅速で大胆な対応が必要とした。また、ベラルーシのメディアが置かれた厳しい状況に特に関心が向けられることを希望すると述べ、同国の独立系メディアへの支援拡大を呼びかけた。

◆カリンシュ首相の EU 首脳会議出席

12月10-11日、カリンシュ首相は、EU 首脳会議に出席し、次期多年度財政枠組み、復興基金、EU の気候政策、新型コロナウイルスの流行抑制のための更なる調整、対ロシア経済制裁の延長、米国やトルコとの関係等について意見交換した。同首相は、最終合意に至った次期多年度財政枠組み及び復興基金に関し、ラトビア及び欧州全体にとって非常に良い、歓迎すべきニュースだと強調した。また同首相は、本件会議において、新型コロナウイルスに関する自己隔離期間と重なったラタス・エストニア首相からの要請を受け、エストニアの代表も務めた。

◆レヴィッツ大統領の OECD 条約署名 60 周年記念式典パネル・ディスカッション出席

12月14日、レヴィッツ大統領は、OECD条約署名60周年を記念するオンライン・イベントに出席し、新型コロナウイルスの大流行(パンデミック)及びそれに伴う世界的危機を乗り越える上での多国間主義の役割に関するパネル・ディスカッションに参加した。同大統領は、多国間主義に代わるものはないと強調し、他国とのやりとりなく、世界的問題を解決し、自国の利益を追求するのに十分なほど大きく強い国はないと指摘した。また、気候変動と新型コロナウイルスのパンデミックは、国際法、公正さ及び人権を尊重する、正しく機能した多国間主義の必要性を表す例だとした。

◆リンケービッチ外務大臣の EU・ラテンアメリカ・カリブ諸国外務大臣会議出席

12月14日、リンケービッチ外務大臣は、オンラインで実施された、EU・ラテンアメリカ・カリブ諸国外務大臣非公式会議(EU議長国ドイツ主催:52か国の外務大臣、欧州委員会、欧州投資銀行及びWFPの代表等が出席)に出席した。同大臣は挨拶の中で、地域及び国家の双方が力を合わせ、新型コロナウイルスのパンデミックによってもたらされた複雑な課題への対応に関する知識・経験を共有すべきであると指摘したほか、新型コロナウイルスの危機によってもたらされた課題への対処を後押しする、ラトビア企業が創り出したデジタル解決策について紹介した。また、パンデミックの下では、偽情報と闘い、その影響から社会を守ることも同等に重要であると強調した。

◆カリンシュ首相のシモニーテ・リトアニア首相との電話会談

12月18日、カリンシュ首相は、シモニーテ・リトアニア首相と同首相就任後初めての電話会談を行い、二国間協力、地域協力、新型コロナウイルスの大流行(パンデミック)及びベラルーシ情勢を含む外交政策関連事項について意見交換した。カリンシュ首相は、リトアニアはラトビアの戦略的パートナーであり、ラトビアはリトアニアと重要な二国間協力関係を有すると述べた。また、パンデミックとの闘い及び両国の経済への影響については、両国は感染率を抑える上で非常に重要な時期にあるとの点で両首相の意見が一致した。

◆リンケービッチ外務大臣の北欧バルト(NB8)外務大臣会議出席

12月18日、リンケービッチ外務大臣は、ビデオ会議形式で行われた、北欧バルト(NB8)外務大臣年次会議に出席し、現在の世界情勢及び欧州情勢について意見交換し、2020年のNB8協力について振り返り、2021年の計画について話し合った。同大臣は、環大西洋関係の今後に関する議論において、環大西洋の緊密な連携維持の必要性を指摘し、NB8及びEUによる調整のとれたアプローチの重要性を強調した。

◆カリンシュ首相のバルト閣僚評議会首相会議出席

12月21日、カリンシュ首相は、バルト閣僚評議会の枠組みで、ラタス・エストニア首相及びシモニーテ・リトアニア首相との首相会議にビデオ会議形式で出席した。首相等は、エストニアが議長国を務めた2020年の進展を振り返り、リトアニアが議長国を務める2021年に向けた準備及びバルト諸国首相共同声明の採択について意見交換する等した。カリンシュ首相は、新型コロナウイルスのパンデミックに関し、バルト諸国はその抑制及びその影響の最小化に向けて協力を強化すべきと述べたほか、いかなる遅延も犠牲を生むことになり得るので、我々はそれを許してはならず、ワクチン接種プロセスの準備を整える必要がある等とした。

◆モルドバ新大統領就任に際した7か国大統領共同声明

12月24日、レヴィッツ大統領は、リトアニア、チェコ、エストニア、ポーランド、ルーマニア及びスロバキアの大統領とともに、サンドウ・モルドバ新大統領就任に際した声明を発表した。同声明では、サンドウ大統領、そして同大統領による民主主義的価値観、基本的自由及び法の支配に基づく改革の実行に向けた取り組みへの完全な支持が表明された。

— その他 —

【今月の注目記事】

◆ラトビアにおける最初の新型コロナウイルスのワクチン接種

12月18日、国家医療局は、新型コロナウイルスのワクチン接種計画について発表した。ワクチンは以下の8グループに分け順次接種される予定。

- ・2021年1月～3月
 - 第1グループ（3万回分）：医療従事者、病院職員等
 - 第2グループ（約2万回分）：福祉施設の長期入所者及び職員
- ・2021年3月～7月
 - 第3グループ（約50万回分）：60歳以上の人
 - 第4グループ（約33万回分）：慢性疾患患者
- ・2021年7月
 - 第5グループ（約1.2万回分）：警察、国境警備隊及び国家消防救急サービス職員
 - 第6グループ（3万6000回分）：教育機関関係者
 - 第7グループ（5,700回分）：刑務所在監者及び職員
- ・2021年7月～9月
 - 第8グループ：上記以外の人々

12月26日、ビンキエレ保健大臣は、ラトビアに最初の新型コロナウイルスのワクチンが到着したとツイッターに投稿した。到着したワクチンはBioNTech社及びPfizer

社が共同開発した9,750回分のワクチン（一人2回の接種が必要）であり、28日にパウルス・ストラディンシュ大学病院において、最初の接種が行われた。

◆イバルス・カルビンシュ化学研究者がラトビア科学アカデミー会長に就任

12月1日、イバルス・カルビンシュ氏がラトビア科学アカデミー会長に就任した。同氏は優先課題として、同アカデミーの予算拡大や同アカデミーの威信及び影響力の拡大をあげている。同氏は化学研究者であり、心臓病の治療薬メルドニウムの開発者でもある。

◆ラトビアの最低年金額は違憲

12月10日、憲法裁判所は、ラトビアが政令で定めている最低年金額が憲法第1条及び109条に反しており違憲であるとの判決を下した。政令では最低年金額が社会保障費の支払い年月にかかわらず一定額に固定されていること、最低年金額が尊厳を損なわずに最低限の生活を送るためには十分でないこと等を理由に挙げた。同政令は2021年6月1日に失効する。

◆医療・保健分野の非常事態宣言

12月10日、国家緊急医療委員会は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、医療・保健分野の非常事態を宣言することを決定した。これにより、病院経営者等はより自由度をもって医療スタッフの再編を行えるほか、必要に応じ定期診療や外来患者の診療を制限することができるようになる。

なお、同委員会は、医療・保健分野の代表者、病院経営者、医師等により構成され、医療・保健分野の非常事態を宣言する権限を持ち、宣言発出に際して政府の承認は必要でない。

2020年12月の主な出来事

	【内政】	【外交】
12月	1日、非常事態宣言を2021年1月11日まで延長	1日、リンケービッチ外務大臣、EU・ASEAN外務大臣会合出席
	2日、2021年予算案の国会採択	1日・2日、リンケービッチ外務大臣、NATO外務大臣会合出席 2日、リンケービッチ外務大臣、「インフォデミック」関連国連イベント出席 3日、レヴィッツ大統領、国連新型コロナ特別総会出席 3日、リンケービッチ外務大臣、OSCE閣僚理事会出席 4日、リンケービッチ外務大臣、バチエレ国連人権高等弁務官との双方向対話出席
		8日、リンケービッチ外務大臣、EU外務理事会出席 9日、リンケービッチ外務大臣、「報道の自由のための国際会議」出席 10日・11日、カリンシュ首相、EU首脳会議出席
	17日、プレシュ環境保護・地域開発大臣就任の国会承認	14日、レヴィッツ大統領、OECD条約署名60周年記念式典パネル・ディスカッション出席 14日、リンケービッチ外務大臣、EU・ラテンアメリカ・カリブ諸国外務大臣会議出席 18日、カリンシュ首相、シモニーテ・リトアニア首相との電話会談 18日、リンケービッチ外務大臣、北欧バルト(NB8)外務大臣会議出席
	23日、秋期国会閉会	21日、カリンシュ首相、バルト閣僚評議会首相会議出席 24日、モルドバ新大統領就任に際した7か国大統領共同声明発表
	30日、非常事態宣言を2021年2月7日まで再延長	

ラトビア主要経済指標

GDP

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
名目GDP(※1)	百万ユーロ	23,614	24,561	25,360	26,962	29,143	30,463	-	30,140	27,495	29,645	-	中央統計局
国民一人当たりGDP	ユーロ	11,841	12,421	12,943	13,890	15,129	15,923	-	-	-	-	-	中央統計局
国民一人当たりGDP/EU平均	%	64	65	65	67	69	69	-	-	-	-	-	EU統計局
実質個人消費/EU平均	%	65	66	66	68	69	70	-	-	-	-	-	EU統計局
GDP実質成長率(※2)	%	1.1	4.0	2.4	3.3	4.0	2.1	-	▲ 8.8	▲ 25.4	31.7	-	中央統計局
GDP実質成長率(※3)	%	-	-	-	-	-	-	-	▲ 1.0	▲ 8.9	▲ 2.6	-	中央統計局

(※1) 四半期は季節調整値の年率、(※2) 四半期は前期比年率、(※3) 前年同期比(原数値)

財政収支、政府債務残高

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
財政収支	百万ユーロ	▲ 374	▲ 348	39	▲ 211	▲ 237	▲ 174	-	▲ 13	▲ 106	▲ 412	-	中央統計局
財政収支対名目GDP比	%	▲ 1.6	▲ 1.4	0.2	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.6	-	-	-	-	-	中央統計局
政府債務残高	百万ユーロ	9,829	9,105	10,245	10,519	10,816	11,247	-	11,296	12,756	13,153	-	中央統計局
政府債務対名目GDP比	%	41.6	37.1	40.4	39.0	37.1	36.9	-	-	-	-	-	中央統計局

失業率、消費者物価上昇率、月額平均賃金

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
失業率	%	10.8	9.9	9.6	8.7	7.4	6.3	-	7.4	8.6	8.4	-	中央統計局
消費者物価上昇率(※)	%	0.6	0.2	0.1	2.9	2.5	2.8	0.2	2.0	▲ 0.4	0.0	▲ 0.6	中央統計局
平均賃金(グロス)	ユーロ	765	818	859	926	1,004	1,076	-	1,100	1,118	1,147	-	中央統計局
平均賃金(ネット)	ユーロ	560	603	631	676	742	793	-	812	824	844	-	中央統計局
最低賃金(月額、グロス)	ユーロ	320	360	370	380	430	430	500	430	430	430	430	中央統計局
世帯一人あたり可処分所得	ユーロ	387	417	437	489	546	583	-	-	-	-	-	中央統計局

(※) 四半期は前年同期比

対内直接投資(FDI)

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
海外直接投資残高	百万ユーロ	12,455	13,532	13,591	14,691	15,261	15,925	-	16,030	16,356	16,554	-	中央銀行

貿易統計

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
輸出(FOB)	百万ユーロ	10,386	10,505	10,490	11,647	12,773	12,966	-	3,239	2,818	3,413	-	中央統計局
輸入(CIF)	百万ユーロ	12,909	12,710	12,417	14,177	15,793	15,914	-	3,693	3,217	4,021	-	中央統計局
貿易収支	百万ユーロ	▲ 2,523	▲ 2,205	▲ 1,927	▲ 2,530	▲ 3,020	▲ 2,948	-	▲ 454	▲ 399	▲ 608	-	中央統計局

日・ラトビア貿易(ラトビア政府統計)

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
日本への輸出	千ユーロ	32,989	39,592	48,524	50,526	53,343	56,637	-	11,822	12,739	12,104	-	中央統計局
日本からの輸入	千ユーロ	13,418	20,405	18,974	22,282	25,668	27,999	-	6,267	4,390	6,527	-	中央統計局
対日貿易収支	千ユーロ	19,571	19,187	29,550	28,244	27,675	28,638	-	5,555	8,349	5,577	-	中央統計局

日・ラトビア貿易(日本政府統計)

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
ラトビアへの輸出	百万円	5,240	6,386	5,523	7,573	7,325	5,794	-	1,402	1,019	725	-	財務省統計
ラトビアからの輸入	百万円	6,235	7,217	9,291	8,017	8,847	8,868	-	2,246	2,081	2,164	-	財務省統計
対ラトビア貿易収支	百万円	▲ 995	▲ 831	▲ 3,768	▲ 444	▲ 1,522	▲ 3,074	-	▲ 844	▲ 1,062	▲ 1,439	-	財務省統計

両国間の訪問者数

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 Q1	2020 Q2	2020 Q3	2020 Q4	出典
ラトビア→日本	人	1,400	1,803	2,484	2,487	2,551	2,701	-	354	0	16	-	日本政府観光局
日本→ラトビア(宿泊統計)	人	15,606	21,575	23,191	24,576	29,534	20,416	-	2,093	5	166	-	中央統計局

(注) ラトビアは2014年1月1日ユーロを導入した。2020年12月末現在、1ユーロ=127円程度。

(2021年1月18日まで公表分のデータ)